

○沼津市漁業近代化資金利子補給要綱

昭和48年5月16日告示第34号

改正

平成4年7月20日告示第52号

平成8年11月26日告示第116号

平成17年3月1日告示第22号

沼津市漁業近代化資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、静岡県漁業近代化資金利子補給要綱(昭和44年静岡県告示第567号。以下「県要綱」という。)の目的に協調し、県要綱の定めるところにより漁業近代化資金(以下「近代化資金」という。)を漁業者等に貸付けた融資機関に対し、予算の範囲内でその利子の一部を補給するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則(昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 沼津市漁業近代化資金利子補給要綱(以下「要綱」という。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 漁業者等 県要綱第2条第1項第1号から第5号に定めるものをいう。

(2) 融資機関 県要綱第2条第2項第1号から第4号に定めるものをいう。

(3) 近代化資金 県要綱第2条第4項の表(1)のアから(5)のアまで及び(7)のイに定めるものをいう。

(利子補給および期間限度)

第3条 市長は、毎年1月1日から12月31日までの期間ごとに近代化資金を貸付けた融資機関に対し、当該融資機関が貸付けた資金の融資残高(延滞額を除き計算期間中の毎日の最高残高の総和を、その期間中の日数で除して得た金額をいう。)について年1.5%以内の利子補給金を交付するものとする。

2 前項に定める利子補給は、当該近代化資金の貸付の日から5年間その期間の融資残高を対象として行なう。

(利子補給金の申請)

第4条 前条の規定により利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、各年度の貸付実績に基づき、第1号様式による利子補給金交付申請書を、1月末日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告の省略等)

第5条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、規則第6条の規定による交付決定通知をもって、当該利子補給金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。

付 則(平成4年7月20日告示第52号)

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の沼津市漁業近代化資金利子補給要綱第2条第3号の規定(5の(1)を加える部分に限る。)は、平成4年4月1日から適用する。

付 則(平成8年11月26日告示第116号)

この告示は、平成9年1月1日から施行する。

付 則(平成17年3月1日告示第22号)

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式